

水戸市情報公開・個人情報保護審査会告示第2号

水戸市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年水戸市条例第45号）第14条の規定に基づき、令和元年10月1日付け情個審答申第2号に係る答申の内容を公表する。

令和元年10月16日

水戸市情報公開・個人情報保護審査会

会長　古屋　等

答申の内容の公表

1 審査会の結論

水戸市が資金提供をしている泉町1丁目北地区再開発事業（以下「再開発事業」という。）に伴う都市再開発法（以下「法」という。）第68条で施行者が作成を義務付けられている土地調書及び物件調書の全てについての開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、開示請求に係る行政文書として土地調書及び物件調書（以下「本件開示文書」という。）を特定し、当該文書中の水戸市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第2号又は第3号に該当する情報を不開示とした処分は、妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 審査請求人は、水戸市長（以下「実施機関」という。）に対し、平成31年3月5日付で本件開示請求を行った。
- (2) 実施機関は、本件開示請求に係る行政文書として本件開示文書を特定し、平成31年3月19日付で本件開示請求に対し、条例第7条第2号又は第3号に該当する部分を不開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）をし、同日付で審査請求人に部分開示決定通知書を送付した。
- (3) 令和元年6月12日付で、審査請求人が本件処分に対する審査請求書を提出した。
- (4) 実施機関は、令和元年7月12日付で弁明書を作成し、同日付で審査請求人に送付した。
- (5) 審査請求人は、令和元年7月29日付で反論書を、同月31日付でその補足資料を提出した。
- (6) 実施機関は、令和元年8月8日に本委員会に諮問した。

3 審査請求人の主張

- (1) 趣旨　本件処分の変更を行うこと。条例第1条にのつとり、水戸市の保有する全ての対象文書の情報の公開を求める。
- (2) 理由　審査請求人の主張は、審査請求書、反論書及び意見陳述において述べられた内容によると、おおむね次のとおりである。
 - ア　審査請求人が開示を求めたのは、平成31年1月30日から同年2月12日までの期間において市民に縦覧をした土地調書及び物件調書の全てであるが、今般開示されたのは、そのごく一部のみである。
 - イ　実施機関は、土地調書及び物件調書は泉町1丁目北地区市街地再開発組合（以下「組合」という。）が作成したものであると主張するが、水戸市は、その文書の作成に深く関わっており、この再開発事業に対して資金提供もしているのであるから、文書として保有していることは明らかである。

ある。

ウ 組合と水戸市は密接不可分の関係にあり、両者は日常連携をとりながら本件事業を進めており、権利変換計画についても、むしろ水戸市の主導によって進められていることは、各種文書及び水戸市の予算・決算上から明らかである。

エ 平成 31 年 2 月 27 日に茨城県知事宛てに組合の権利変換計画の認可申請について進達しているのは実施機関であり、責任逃れはできない。社会通念からも責任回避は許されない。

オ 仮に水戸市が本当に文書を保有していないとすれば、水戸市は文書の写しを取得して保有すべきであるし、その写しを開示すべきである。

カ 以上の理由から、条例の趣旨にのっとり、保有する情報は公開すべきである。

4 実施機関の主張

(1) 審査請求人は、審査請求書において、開示を求めたのは平成 31 年 1 月 30 日から同年 2 月 12 日まで（実際には 2 月 13 日まで）にかけて組合が市民に縦覧をした土地調書及び物件調書の全てであるが開示されたのはそのごく一部のみであること、水戸市は土地調書及び物件調書の作成に深く関わっており、水戸市が再開発事業に対し資金提供をしていることから、これらの調書を文書として保有していることが明らかであること、組合と水戸市は密接不可分の関係にあり、両者は日常連携を取りながら事業を進めており、権利変換計画についても水戸市の主導によって進められていることが各種文書及び水戸市の予算・決算上から明らかであること並びに茨城県知事宛ての権利変換計画の認可申請について進達しているのは実施機関であることを主張している。

しかし、そもそも土地調書及び物件調書は、法第 68 条第 1 項の規定により市街地再開発事業の施行者である組合に作成が義務付けられているものであり、本件開示請求に係る土地調書及び物件調書の原本については、水戸市で作成し、又は保有しているものではない。ただし、当該土地調書及び物件調書のうち、水戸市が所有している土地に関する土地調書並びに地権者が土地調書及び物件調書への署名押印を拒んだため法第 68 条第 2 項において準用する土地収用法第 36 条第 4 項の規定により水戸市職員が署名押印を行った土地調書及び物件調書については、市長及び水戸市職員が押印等をした際に写しを取っているため、これらの写しに限り保有しているものである。

確かに、審査請求人が主張するところ、組合と水戸市は連携を図りながら再開発事業に取り組んでおり、権利変換計画の認可申請については、市長が平成 31 年 2 月 25 日付けで茨城県知事宛てに進達を行っている。当該認可申請書類の作成の際、市長は、権利変換計画書の内容との整合性を確認するため土地調書及び物件調書の原本を組合から借り受けているが、当該確認後に写しを取らずにその全てを組合へ返還したものである。

なお、審査請求人が主張する平成 31 年 1 月 30 日から同年 2 月 13 日にかけて組合が実施した縦覧は、法第 83 条第 1 項の規定に基づく権利変換計画の縦覧であり、土地調書及び物件調書は、縦覧に供していない。

(2) 以上のとおり、本件処分については、水戸市が保有している土地調書及び物件調書を全て開示文書としており、違法不当な点はないので、本件審査請求は棄却すべきである。

5 審査会の判断

(1) 本件開示文書以外の土地調書及び物件調書の存否について

審査請求人は、実施機関は本件開示文書以外の土地調書及び物件調書を保有しているはずであると主張し、実施機関は、茨城県に権利変換計画の認可申請を進達する際に権利変換計画書の内容との整合性を確認するため土地調書及び物件調書の原本を組合から借り受けはしたが、当該確認後にその全てを組合へ返還し、その写しも作成しなかったと主張していることから、本件開示文書以外の土地調書及び物件調書の存否について検討する。

法第68条により土地調書及び物件調書の作成を義務付けられるのは施行者であり、本件においては組合がこれに当たる。

本審査会は、実施機関から権利変換計画の認可申請の進達方法その他の市街地再開発事業の施行に関する説明等を受け、当該説明の内容を審査した結果、土地調書及び物件調書の原本を組合から借り受け内容を確認し、その全てを組合へ返還し、その写しも作成しなかったとする実施機関の説明は不合理とは言えず、他にその保有をうかがわせる事情も認められないことから、実施機関は本件開示文書以外の土地調書及び物件調書を保有していないものと判断せざるを得ない。

(2) 本件開示請求に係る行政文書の特定について

前号のとおり本件開示文書以外の土地調書及び物件調書は実施機関が保有していないものと判断せざるを得ないから、本件開示文書を本件開示請求に係る行政文書とした特定は、妥当である。

(3) 本件処分の不開示部分について

実施機関は、本件開示文書中の条例第7条第2号又は第3号に該当する情報を不開示として部分開示決定をしたものであるが、審査請求人は、当該不開示とされた部分については、審査請求の対象としていない。

(4) 本件開示文書以外の土地調書及び物件調書の取得等について

審査請求人は、仮に市が本件開示文書以外の土地調書及び物件調書を保有していないとすれば、組合から当該文書の写しを取得して保有すべきであり、その上で審査請求人に開示すべきであると主張する。しかし、本審査会は、審査請求に係る文書の開示・不開示の決定についてその妥当性を調査審議するものであるため、審査請求人が主張する文書を市が保有すべきか否かの判断は、本審査会の所掌事項ではない。

(5) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではないと判断する。

(6) 結論

以上のことから、本件処分は、妥当であると判断する。